



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価（送料共）1か月2,200円

目次

○ 告示

- 1451 カジノ・エンターテイメントに関する県民意識調査業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (企画総務課)
- 1452 地籍調査の成果の認証 (地域づくり課)
- 1453 生活保護法による医療機関の指定 (福祉保健総務課)
- 1454 生活保護法による指定介護機関の変更 (")
- 1455 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更 (障害福祉課)
- 1456 大規模小売店舗立地法による新宮市から聴取した意見の概要 (商工振興課)
- 1457 換地計画の決定 (農業農村整備課)
- 1458 六箇井土地改良区の役員の就退任 (")
- 1459 都市計画区域の変更 (都市政策課)

○ 公告

- 軽油引取税免税証の無効 (税務課)
- 入札公告 (企画総務課)

告 示

和歌山県告示第1451号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、カジノ・エンターテイメントに関する県民意識調査業務に係る一般競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年11月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 競争入札に付する業務の名称及び契約期間

- (1) 委託業務の名称
カジノ・エンターテイメントに関する県民意識調査業務
- (2) 業務の内容等
仕様書による。
- (3) 契約期間
契約締結日から平成21年3月17日（火）まで

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、資格審査申請書類の受付日及び入札執行日の両日において、次の要件を満たしている者とする。

- (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (3) 和歌山県が行う競争入札に関する入札参加資格の停止を受けていない者であること。
- (4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。
- (5) 談合等による損害賠償請求を和歌山県から受けていない者であること。
- (6) 次のア又はイに該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営している者又は暴力団等が経営に実質的に関与している者

イ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与を行っている者

- (7) 和歌山県内に住所、本店又は支店若しくは営業所を有するものであること。
- (8) 過去5年間に、国、地方公共団体等と、本件業務とほぼ同種、同規模の契約を締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有する者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

- (1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。
 - ア 競争入札参加資格審査申請書
 - イ 営業概要書
 - ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書
 - エ 印鑑証明書
 - オ 直近1年分の財務諸表（法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し）
 - カ 使用印鑑届
 - キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの
 - （ア）法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - （イ）和歌山県が課する県税全税目

(ウ) 直近1事業年度分の法人市町村民税（個人にあっては、直近1年度分の市町村民税）

- ク 誓約書
- ケ 役員等に関する調査
- コ 同種の業務の履行実績を証明できる書類
- サ 委任状（申請書が代理人を選任した場合）
- シ 本委託業務に係る業務計画書
- ス 組織概要図
- セ 申告書

(2) (1) のイからオまで及びキに掲げる申請書類については、平成20年11月21日（金）時点で既に和歌山県が行う一般競争入札等参加申請の審査を経て、現に有効な一般競争入札等登録参加通知書を交付されている者については、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1) のア、イ、カ、クからサまで及びセに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成20年11月21日（金）から平成20年12月3日（水）までの和歌山県の休日（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、平成20年11月21日（金）から平成20年12月3日（水）までの間に和歌山県企画部企画政策局企画総務課に対して書面（ファクシミリを含む。）により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所
3の(1)に掲げる申請書類は、平成20年11月21日（金）から平成20年12月3日（水）までの県の休日を除く日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で受け付ける。

5 資格審査申請書類の配布の場所
和歌山県企画部企画政策局企画総務課
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁本館3階
郵便番号 640-8585
電話番号 073-441-2334
ファクシミリ番号 073-422-1812

6 資格審査の結果通知
資格審査申請書には、一般競争入札参加資格結果通知書により平成20年12月5日（金）までに通知する。

7 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1) の説明は、平成20年12月9日（火）までに書面により求めるものとする。

(3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明については、当該説明を求めた者に対して平成20年12月11日（木）までに書面により行うものとする。

(5) (2) の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

和歌山県告示第1452号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字妙寺の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成20年11月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町
- 2 調査を行った時期
平成18年4月28日から平成20年9月10日まで
- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字妙寺の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字妙寺の一部地区
- 5 認証年月日
平成20年11月10日

和歌山県告示第1453号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成20年11月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田 歯 53-20	まどかデンタルクリニック	田辺たきない町10-34	平成 20.10.14

和歌山県告示第1454号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成20年11月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

届出者の名称	変更事項 (主たる事務所の所在地)		指定事業所の 名称	変更事項 (指定事業所の所在地)		サービスの 種類	変更 年月日
	旧	新		旧	新		
社会福祉法人同仁会	日高郡印南町山 口150番地	日高郡印南町山 口150番地1	特別養護老人ホ ームカルフール ・ド・ルポ印南	日高郡印南町山 口150番地	日高郡印南町山 口150番地1	通所介護・短 期入所生活介 護	平成 20.8.7
社会福祉法人同仁会	日高郡印南町山 口150番地	日高郡印南町山 口150番地1	カルフール・ド ・ルポ印南在宅 介護支援センタ ー	日高郡印南町山 口150番地	日高郡印南町山 口150番地1	居宅介護支援	平成 20.8.7

和歌山県告示第1455号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定

に基づき公示する。

平成20年11月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所 番号	事業所の名称	障害福祉 サービスの 種類	変更事項	変更前	変更後	変更 年月日
30122002 20	あじさい介護セン ター	居宅介護・重 度訪問介護	事業所の所在地	田辺市稲成町3206 YATビ ル2階	田辺市秋津町330-7	平成 20.9.3
30101203 05	有限会社スマイル ハート	居宅介護・重 度訪問介護	事業所の所在地	和歌山市太田566番地の10	和歌山市大垣内107-1	平成 20.9.18

和歌山県告示第1456号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により新宮市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成20年11月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグモリヤマ新宮緑ヶ丘店
新宮市緑ヶ丘1丁目6464-1 他4筆
- 意見の概要
特になし
- 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
新宮市まちづくり政策部商工観光課(新宮市春日1-1)
和歌山県東牟婁振興局産業振興部産業総務課(新宮市緑ヶ丘二丁目4-8)
- 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成20年11月21日から平成20年12月22日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

87条第5項の規定によりこの旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画の決定について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に和歌山県知事に対して異議の申立てをすることができる。

平成20年11月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 縦覧期間 平成20年11月25日から平成20年12月22日まで(和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項の県の休日を除く。)
- 縦覧場所 和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、日高振興局産業振興部農地課及び御坊市農林水産課

和歌山県告示第1458号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、六箇井土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成20年11月21日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 就任した役員
職名 氏名 住所
理事 田村晃一 岩出市中島538番地
理事 宇治丈八 和歌山市平岡58番地の2

和歌山県告示第1457号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営畑地帯総合整備事業名田地区楠井3工区につき、換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第

理事 西川始次 和歌山市川辺624番地
 理事 上田禎児 和歌山市永穂221番地
 理事 前田忠雄 和歌山市弘西413番地の5
 理事 川崎勉 和歌山市田屋465番地
 理事 的場宏和 和歌山市直川1848番地
 理事 宮口年雄 和歌山市園部784番地
 監事 正木靖章 岩出市吉田200番地
 監事 中村有作 和歌山市楠本452番地
 監事 土井恒男 和歌山市北44番地
 監事 瀧本正義 和歌山市園部556番地

2 退任した役員

職名	氏名	住 所
理事	南條良次	岩出市中島534番地
理事	森下健三	和歌山市藤田115番地
理事	東道治	和歌山市川辺567番地の2
理事	吉増重雄	和歌山市永穂575番地
理事	前田忠雄	和歌山市弘西413番地の5
理事	川崎勉	和歌山市田屋465番地
理事	的場宏和	和歌山市直川1848番地
理事	蘭部憲和	和歌山市園部757番地
監事	水尻静幸	和歌山市山口西490番地
監事	福田好夫	和歌山市楠本470番地

監事 村井清一 和歌山市西田井100番地の3
 監事 細部一郎 和歌山市直川1701番地

和歌山県告示第1459号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項の規定において準用する同条第5項の規定により都市計画区域を次のように変更する。

平成20年11月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 都市計画区域の名称
新宮都市計画区域
- 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域
和歌山県新宮市大字木ノ川字横手、字道石、字袋作り、字立石、字船山及び字西ノ森（地先公有水面を含む。）

公 告

公 告

次の軽油引取税免税証は、紛失した旨の届出があったので、平成20年11月6日以降無効とする。

平成20年11月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

免税証の種類	業 種	記 号 番 号	枚 数	有 効 期 限	交付した事務所	紛失年月日
20リットル券	船舶	4285645	1枚	平成20年10月1日から 平成20年10月31日まで	紀北県税事務所	平成20年11月6日

※ 記号番号は、免税証（表面）の8桁目から14桁目までの数字です。

入 札 公 告

カジノ・エンターテイメントに関する県民意識調査業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年11月21日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

- 業務の名称 カジノ・エンターテイメントに関する県民意識調査業務
- 業務委託内容 仕様書による。
- 業務期間 契約日から平成21年3月17日（火）まで
- 予定価格 1,199千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 業務形態 単体企業
- 支払条件 前払金 無
部分払 無

2 一般競争入札参加者の資格に関する事項

平成20年和歌山県告示第1451号に規定するカジノ・エンターテイメントに関する県民意識調査業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山県企画部企画政策局企画総務課
 和歌山市小松原通一丁目1番地
 和歌山県庁本館3階
 郵便番号 640-8585
 電話番号 073-441-2334
 ファクシミリ番号 073-422-1812

(2) 期間

平成20年11月21日（金）から平成20年12月3日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）に規定する県の休日を除く日の午前10時から午後5時まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

<p>ア 場所 3の(1)に同じ。</p> <p>イ 期間 3の(2)に同じ。</p> <p>(2) (1)の規定により交付する入札説明書に対して質問のある者は、平成20年12月3日(水)午後5時までの間に和歌山県企画部企画政策局企画総務課に対して書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。</p> <p>5 入札執行の場所及び日時等</p> <p>(1) 入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。</p> <p>ア 入札場所 和歌山市湊通丁北一丁目2番地の1 和歌山県庁南別館3階 防災対策室D</p> <p>イ 入札日時 平成20年12月15日(月)午前10時から</p> <p>ウ 開札場所 アに同じ。</p> <p>エ 開札日時 イに同じ。</p> <p>(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より一般競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参すること。</p> <p>6 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>7 入札保証金に関する事項</p> <p>(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。</p> <p>(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。</p> <p>(3) 入札保証金の納付方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。</p> <p>8 契約保証金に関する事項</p> <p>(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。</p> <p>(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。</p>	<p>9 入札の無効 本公告に示した一般競争入札に参加資格のない者及び一般競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。 なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。</p> <p>10 入札執行方法の細目</p> <p>(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。</p> <p>(2) この入札の開札には、和歌山県企画部企画政策局企画総務課の職員が立ち会うものとする。</p> <p>(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。</p> <p>(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県企画部企画政策局企画総務課の職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合においては、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。</p> <p>11 契約書の要否 要</p> <p>12 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否 否</p> <p>13 その他</p> <p>(1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。</p> <p>ア 名称 和歌山県企画部企画政策局企画総務課</p> <p>イ 所在地 和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁本館3階 郵便番号 640-8585 電話番号 073-441-2334 ファクシミリ番号 073-422-1812</p> <p>(2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。</p>
--	--